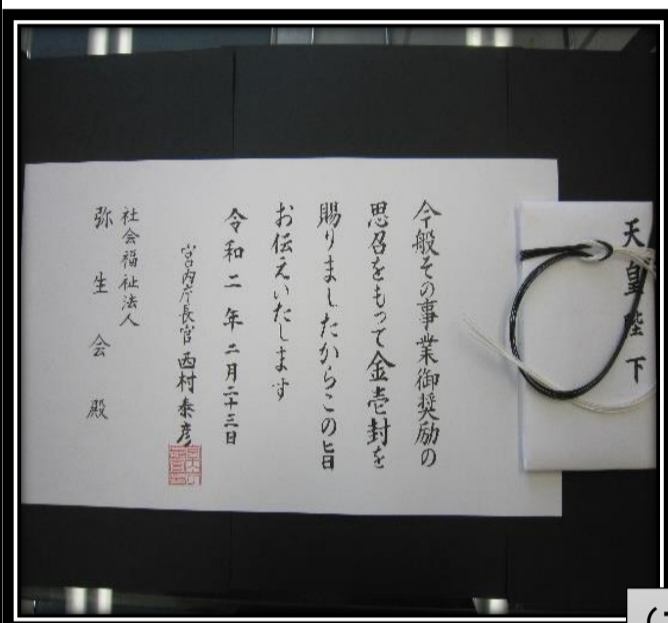


天皇陛下より御下賜金



(左)健康福祉局:北局長(右)法人:星川理事長



天皇誕生日(2月23日)に際し、天皇陛下より全国都道府県及び指定都市各1か所の「優良民間社会福祉事業施設・団体」に対し御下賜金が下賜されます。

この度、川崎市における福祉事業者として当法人弥生会を選定いただき、伝達式令和2年2月18日(火)川崎市役所健康福祉局長室にて執り行われ、健康福祉局長より御下賜金及び伝達書を拝受いたしました。

これもひとえに、関係各位の皆様方のあたたかいご支援、ご協力によるものです。深くお礼申し上げますと共に今後もご利用者の最善の利益を保证しながら精進してまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(福)弥生会 理事 運道高之



(左)より健康福祉局:北 篤彦局長 法人:星川理事長、秋葉理事、運道理事

このたび、社会福祉法人弥生会は、天皇誕生日に際して天皇陛下より御下賜金を拝受いたしました。

御下賜金とは、2月 23 日の天皇誕生日に際し社会福祉などの事業御奨励のため、優良私設社会事業団体に対し御下賜金が下賜されるものです。御下賜金を拝受できたのも偏に職員一同、理事、評議員、地域の皆様のおかげであると感じております。この荣誉に恥じないように今後も職員一同、努力を積み上げ、より一層の社会福祉事業に努めて参りたい所存でございます。これからも倍旧のご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

理事長 星川隆由